法律第六十五号

航空法等の一部を改正する法律

（航空法の一部改正）

第一条　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九章　無人航空機（第百三十二条―第百三十二条の三）」を「第九章　危害行為の防止
第一節　危害行為防止基本方針等（第百三十一条の二の二―第百三十一条の二の四）
第二節　保安検査等（第百三十一条の二の五・第百三十一条の二の六）
第十章　無人航空機（第百三十二条―第百三十二条の三）」に改める。

第五十五条の二第三項中「第五十条並びに」を「第五十条、」に改め、「第五項」の下に「並びに第百三十一条の二の五」を加える。

第百十一条の六の次に次の四条を加える。

（航空運送事業基盤強化方針）

第百十一条の七　国土交通大臣は、世界的規模の感染症の流行その他の本邦航空運送事業者を取り巻く環境の著しい変化により、本邦航空運送事業者が経営する航空運送事業に甚大な影響が生じ、我が国の国際航空輸送網及び国内航空輸送網の形成に支障を来すおそれがあると認められる事態（以下「甚大影響事態」という。）が発生した場合においては、利用者の利便に対する重大な影響を回避するとともに、安全かつ安定的な輸送を確保するため、当該甚大影響事態に対処するための航空運送事業の基盤強化に関する方針（以下「航空運送事業基盤強化方針」という。）を定めなければならない。

2　航空運送事業基盤強化方針においては、当該甚大影響事態に対処するため、定期航空旅客運送事業者（本邦航空運送事業者であつて、路線を定めて一定の日時により航行する航空機により旅客の運送を行う航空運送事業を経営するものをいう。以下同じ。）が経営する航空運送事業に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　航空運送事業の基盤強化の意義及び目標に関する事項

二　航空運送事業の基盤強化のために政府が実施すべき施策に関する基本的な事項

三　航空運送事業の実施に関連して必要となる空港の機能の確保のために政府が実施すべき施策に関する基本的な事項

四　航空運送事業の基盤強化のために定期航空旅客運送事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項

五　前各号に掲げるもののほか、政府が実施する具体的施策その他の定期航空旅客運送事業者が経営する航空運送事業の基盤強化のために必要な事項

3　国土交通大臣は、航空運送事業基盤強化方針を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

4　国土交通大臣は、航空運送事業基盤強化方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　国土交通大臣は、当該甚大影響事態の推移により必要が生じたときは、航空運送事業基盤強化方針を変更するものとする。

6　第三項及び第四項の規定は、航空運送事業基盤強化方針を変更し、又は廃止する場合について準用する。

（航空運送事業基盤強化計画）

第百十一条の八　定期航空旅客運送事業者は、前条第一項の規定により航空運送事業基盤強化方針が定められたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該航空運送事業基盤強化方針を踏まえ、当該定期航空旅客運送事業者が経営する航空運送事業の基盤強化に関する計画（以下「航空運送事業基盤強化計画」という。）を作成し、国土交通大臣に届け出なければならない。同条第五項の規定により航空運送事業基盤強化方針が変更されたときその他必要があると認める場合にこれを変更するときも、同様とする。

2　航空運送事業基盤強化計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　当該定期航空旅客運送事業者が経営する航空運送事業の基盤強化の目標

二　当該定期航空旅客運送事業者による航空機の運航に関し必要な事項

三　当該定期航空旅客運送事業者が経営する航空運送事業の甚大影響事態における経営の状況を踏まえ、その継続を図るために必要な事項

四　当該定期航空旅客運送事業者による輸送の安全の確保に関し必要な事項

五　前各号に掲げるもののほか、当該定期航空旅客運送事業者が講ずる具体的措置その他の当該定期航空旅客運送事業者が経営する航空運送事業の基盤強化のために必要な事項

3　国土交通大臣は、第一項の規定による届出があつた航空運送事業基盤強化計画が航空運送事業基盤強化方針に適合していないと認めるときは、当該定期航空旅客運送事業者に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

（航空運送事業基盤強化計画の実施状況の報告等）

第百十一条の九　定期航空旅客運送事業者は、前条第一項の規定による届出をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、定期的に、当該届出に係る航空運送事業基盤強化計画の実施状況について、国土交通大臣に報告しなければならない。

2　国土交通大臣は、前項の規定による報告を受けた場合において、航空運送事業基盤強化方針に照らして必要があると認めるときは、当該定期航空旅客運送事業者に対し、当該定期航空旅客運送事業者が経営する航空運送事業の基盤強化のために必要な助言又は勧告をすることができる。

（運航計画等の変更の特例）

第百十一条の十　定期航空旅客運送事業者が、第百十一条の八第一項の規定による届出をしたときは、同条第二項第二号及び第三号に掲げる事項のうち、第百七条の二第二項並びに第百九条第三項及び第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により届出をしたものとみなす。

第百四十九条の二の次に次の一条を加える。

（航空機内に爆発物等を持ち込む罪）

第百四十九条の三　第八十六条第二項の規定に違反して、航空機内に同条第一項の物件を持ち込んだときは、その違反行為をした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百五十条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第百五十七条の三の次に次の見出し及び二条を加える。

（危害行為の防止に関する罪）

第百五十七条の三の二　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第百三十一条の二の五第九項（第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

二　第百三十一条の二の六第四項の規定による命令に違反したとき。